

様の業務を対象とした積算基準は示されていないが、例えば、本件契約に類似する東京都の「維持保全業務積算標準（平成27年度用）」の一般管理費率を目安として比較すると、その率を下回っている。

本件契約が学校施設や設備の点検も業務として包括している状況を考慮すると、不当に高額・高率ではないことの判断の一つとできる。（管理業務費には、積算基準上の「業務管理費」として計上すべき項目も含まれるため、実態としての間接経費率は更に低くなる。）

b 事務手数料の積算

本件契約では、法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に基づき実施された平成19年定例監査において、平成18年度契約の内容に対し、「間接経費の単価及び算出方法について、合理的な根拠がない。」として、指摘を受けている。

当該指摘を受け、教育庁は平成20年度契約において、表4のように積算方法の見直しを行った。

(表4)

| 項目 | 平成18年度契約 | 平成20年度契約 |
|----------------------------|-----------------------------|-------------------|
| 施設修繕業務等 (本請求書上の「事務手数料」) | 30万円未満の修繕 1枚当たり 332,000円 | 修繕経費に対する10% |
| | 30万円以上の修繕 修繕経費の10% | |
| 管理調整費(学校業務の特殊性により発生する費用) | 1枚当たり 109,000円 | 1枚当たり 270,000円 |
| システム経費 | 1枚当たり | システム利用費 +端末利用費 |
| | 93,000円+回線使用料 | |

その後、教育庁において監査結果に基づき措置を講じており、その概要は、平成21年12月1日付「平成21年監査結果に基づき知事等が講じた措置(第2回)」の中で「平成20年度契約において、委託業務の作業量に基づいた積算、積算基準を設定するなど、仕様書の一部を変更した。また、委託業務完了後に、委託業務積算基準により適切な積算を行った。」として公表されている。
このように、一連の経緯を踏まえて、結果として積算に係る妥当性の検証

を実施したことになる。

平成21年度契約以降も、中部センターでは上記認識に基づき、契約実施起案時に委託内容の業務量に基づいた積算を行っている。

(ウ) 本件契約の適法性について

教育庁に対する本件請求の対象ではないが、措置請求書において請求人が主張する本件契約の違法性について、上記(イ)の事務手数料の妥当性を陳述するに当たった前提となることから、その適法性について言及する。

都立学校は、災害発生時の近隣住民の避難所であること等近隣居住者の利便に供する施設であるとともに、社会福祉の増進に寄与する施設となっている。

このため都立学校の修繕業務は、公社法第21条第3項第8号「集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の管理を行うこと」に規定される業務である。平成22年2月に本件業務委託について、都市整備局住宅政策推進部調整担当課とともに国土交通省住宅局住宅総合整備部企画課の専門官に同様の見解を説明したが、特段の措置は受けていない。

なお、説明の際には、都立学校の約97.5%が、JKKが管理する住宅から2キロ以内位置すること等を示す資料を提示し、もって避難所の機能を併せ持つ都立学校が「集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設」であることを説明した。

(エ) 特命随意契約の処理について

本件請求では、本件契約が特命随意契約であり、価格競争が働かないことによる状況に対して、事務手数料の根拠の検証の必要性が強く主張されているところである。

本件契約ではJKKを契約相手方とした特命随意契約により契約締結を行っているが、財務局が示す特命随意契約の運用基準（平成24年12月11日付24財総経第1711号「契約事務の執行に当たり留意すべき事項等について(通知)」）に照らして、その意思決定過程に問題はない。

(オ) まとめ

以上のとおり、本件契約について、契約そのものの適法性はもとより、事務手数料の妥当性の観点から問題はなく、JKKに対する返還請求の必要はない。

イ 主税局

本件住民監査請求のうち、主税局として陳述すべき部分である請求理由（本件契約は公社法に定められた、地方住宅供給公社としての事業に該当しない以上本件契約から生じる所得に關し、通常、同公社が非課税とされている法人税等に納税義務が生じていると思われる）について、主税局の見解を以下のとおり述べる。
まず、本件契約は、公社法に定められた、地方住宅供給公社としての事業に該当しないという指摘については、主税局としては陳述する立場にはない。

次に、地方住宅供給公社としての事業に該当しない以上、本件契約から生じる所得に關し、通常であれば、同公社が非課税とされている法人税等について、納税義務が生じていると思われるについて、法人税等とは、法人の所得等が課税標準となる税で、国税では、法人税だが、都税では、法人事業税と法人都民税法人税割（以下「法人税割」という。）が、これに該当する。都税である法人事業税及び法人税割について、納税義務が生じるかどうか陳述する。

法人事業税とは、各都道府県において法人の行う事業に対して課する税である。法人事業税に係る非課税規定については、地方税法第72条の4第1項において「道府県は、国及び次に掲げる法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。」とされ、第3号に「地方住宅供給公社」と規定されている。これは、事業を行う者の人格に着目し非課税としている、いわゆる人的非課税と解されているものであるから、地方住宅供給公社については、どのような事業を行っているかには関係なく、法人事業税が非課税となる。

次に、法人都民税とは、住民としてその地方団体の経費を等しく分担することを目的として課される税であり、法人都民税には、国税である法人税の額を課税標準とする法人税割と、均等の額によって課される均等割があるが、本件は法人の所得に対する課税を上げているため、対象となるのは、法人税の額を課税標準とする法人税割である。

このうち、国税である法人税額を課税標準とする法人税割は、法人税額について、法人税法第4条第2項により、「公共法人は、前項の規定にかかわらず、法人税を納める義務がない。」とされ、公共法人のひとつとして地方住宅供給公社が規定されているため、国税である法人税が非課税となる地方住宅供給公社については、都税である法人税割は発生しない。つまり、国税である法人税においても地方住宅供給公社は人的非課税となっていることから、どのような事業内容であつ

ても、地方住宅供給公社については、都税である法人税割は発生しない。
最後に、主税局は、本件を調査の上、必要な課税と徴収を行ってくださるについてであるが、これまで述べたとおり、法人事業税及び法人税割については、地方税法及び法人税法上いずれも非課税とされていることから、課税及び徴収、また課税のための調査を行う余地はない。

以上の理由により、当該住民監査請求に対して、主税局は棄却を求める。

(2) 調査における説明

以下の点について、教育庁及び主税局より説明を受けた。

ア 教育庁

(ア) 本件契約における委託業務の適法性について

a 平成18年度契約締結時における法的確認

教育委員会からJKKに対するJKKの回答文書で、「当社の目的である住民の生活の安定と社会福祉の増進の寄与につながるものと考えます。」との文言があることをもって、本件契約が地方住宅供給公社の業務の対象であることを確認した。

b 現時点における見解

地方住宅供給公社の業務の対象である。

(イ) 本件契約におけるこれまでの検討状況について

教育庁では、都市整備局の意向を踏まえ、本件契約の受け皿となる他の監理団体の検討や本件契約の受け皿となる企業体の設立など契約の体制の見直しを行ってきた。しかしながら、いずれの案も困難を伴うことから、現在は民間の発注支援事業者による発注支援を受けながら、センターが修繕に係る発注を行うスキームにより検討をしている。なお、新体制の構築に当たっては、都市整備局と調整を行い、体制移行時期や引継体制について確認を行っている。

(ウ) 管理業務費について

管理業務費における事業費実施額の10%となっている費用の積算根拠については、平成17年度の東京都営住宅等管理業務委託契約（以下「都営住宅等管理業務委託」という。計画修繕等の他、小口・緊急修繕、空家修繕等も含む。）の直接工事費合計に対する間接経費合計の割合10.8%を参考とした。

本件契約の対象となる工事は、1件当たり150万円未満の修繕工事である。

一方、都営住宅等管理業務委託における修繕工事（空家修繕を除く。）のうち、小口・緊急修繕の対象となる工事も、1件当たり150万円未満となっている。而し工事の平成27年度実績を比較した場合、表5のとおり、都営住宅等管理業務委託の小口・緊急修繕工事における直接工事費に対する間接経費の割合は15.4%であり、本件契約における同割合10%は、決して高い割合と言えない。

（表5）

| | 直接工事費総額(税抜き)及び発注件数 | 1件当たり直接工事費 | 1件当たり間接経費 | (間接経費/直接工事費)の割合 |
|----------------------|---------------------------|------------|--------------|-----------------|
| 本件契約 | 1,458,966,473円 5,732件 | 254,530円 | 25,453円 | 10% |
| 都営住宅等管理業務委託(小口・緊急のみ) | 4,381,757,566円 57,816件 | 75,788円 | 11,700円(固定費) | 15.4% |

イ 主税局

(ア) 人的非課税に対する考え方について

地方住宅供給公社が、仮に公社法に反する事業を行っていたとしても非課税である。

有権解釈については、自治省府県課税課（総務省都道府県税課）が編集を行っている「事業税逐条解説」において、地方税法第72条の4第1項について、「法人の性格に照らして、その法人の行うすべての事業を非課税とする」と解説されている。

法人税法第4条第2項の有権解釈については、有権解釈権を有すると思われる国税庁（又は財務省）の当該条文を解説した刊行物がいないため、定かではない。

しかし、憲法第84条が定める租税法主義からすると、法人税法第4条第2項において、「公共法人は、前項の規定にかかわらず、法人税を納める義務がない。」と規定している以上、公共法人である限り、その法人がいかなる事業を行っていたとしても、法人税を課する余地はないと考えられる。

3 関係人調査

都市整備局、JKK及び国土交通省に対して関係人調査を行い、以下の回答を得た。

(1) 都市整備局

ア 本件契約における委託業務の適法性について

(ア) 平成18年度契約締結時における法的確認

平成17年7月、局顧問弁護士へ相談を行ったところ、公社法第21条第3項第8号に規定する業務の範囲内であるとの見解を得た。その根拠は、公社法第21条第3項第4号及び第6号が包括的に規定されていることに鑑み、本件契約業務は同項第8号に規定する業務の範囲内であり、JKKが業務に支障のない範囲で、暫定的に受託することは認められることであった。

(イ) 現時点における見解

本件契約の業務は、公社法が規定する範囲内であるが、これまで教育庁と協議を重ねているとおり、できるだけ早期に代替事業へ移行することが望ましいと考えている。

イ 本件契約におけるこれまでの検討状況について

平成25年12月以降、教育庁と毎年度打合せを行い、JKK以外の者への委託について、教育庁の検討状況を確認してきた。また、代替事業の構築に当たっては、教育庁と調整を行い、委託事業終了に向けた体制移行時期や引継体制についての確認を行っている。

ウ 都営住宅等管理業務委託における間接経費の積算根拠について

都営住宅等管理業務委託の間接経費のうち計画修繕等については、JKKが都営住宅の管理を執行するために必要な経費を支払うため、計画修繕等工事の実績に基づき設定され、積算は、以下の計算式に基づき実施した。（平成20年度決算資料を基に検証）

$$\text{間接経費率} = \frac{\text{計画修繕等業務に係る人件費・事務費}}{\text{計画修繕等工事実施額}}$$

| | |
|-------------------|--------------|
| 計画修繕等業務に係る人件費・事務費 | 810,323千円 |
| 計画修繕等工事実施額 | 18,052,963千円 |
| 間接経費率 | 4.5% |

| | |
|---|---|
| <p>(2) JKK</p> <p>ア 本件契約における委託業務の適法性について (ア) 平成18年度契約締結時における法的確認 監理団体である公社を指導・監督する都市整備局が、平成17年7月に局顧問弁護士への法律相談を行い、本件契約業務は公社法第21条第3項第8号に規定する業務の範囲内との見解を得ている。その根拠は、都市整備局が、公社法第21条第3項第4号及び第6号が包括的に規定されていることに鑑み、本件契約の業務は同項第8号に規定する業務の範囲内との見解を得ている。</p> <p>(イ) 現時点における見解 上記のとおりである。</p> <p>イ 管理業務費における事業費実施額の10%となっている費用について 本件対象業務の間接経費率10%は、都営住宅等管理業務委託(当時の計画修繕等の他、小口・緊急修繕、空家補修等も含む。)の直接工事費合計に対する間接経費合計の割合を勘案して定められている。</p> <p>ウ 本件契約と都営住宅等管理業務委託の差異について 間接経費率は工事の規模に応じて定められており、一般的に工事費が大きくなると間接経費率は低く、工事費が小さくなると間接経費率は高く設定されている。都営住宅等管理業務委託のうち間接経費率が4.5%となっている工事は、計画修繕等の比較的金額の大きい工事であるのに対し、都立学校施設維持管理業務の工事は、破損したガラスの修理など比較的金額の小さい工事が対象となっている。</p> <p>(3) 国土交通省 ア 公社法における業務の解釈について JKKが委託により実施する本件契約の業務に係る公社法第21条の適用関係については、第一次的には、JKKの設立団体の長であつて公社法第40条から第42条までの監督規定に関して第一次的な監督権を有する東京都知事において、JKKから当該業務の詳細、他の業務への支障等を把握する等した上で、法令の規定に照らして、適切に判断し、適切に対応すべきものと考ええる。</p> | <p>4 判断</p> <p>本件請求において請求人は、本件契約における委託業務が、公社法第21条に定める業務に反しており、本件契約は違法・不当であること、また、本件契約における施設修繕業務及びガラス・スズメバチ等営巣除去業務に係る管理業務の事務手数料(以下「事務手数料」という。)が高額であること及び本件契約から生じる所得に対し賦課・徴収を怠っていることは違法・不当であるとして、適正な事務手数料との差額の返還及び本件契約から生じる所得に対する賦課・徴収を求めているものと解される。</p> <p>これらのことについて、前記事実関係の確認、監査対象局の説明及び関係人調査並びに関係資料の調査等に基づき、次のように判断する。</p> <p>(1) 本件契約の適法性について 都立学校施設維持管理業務委託契約は、平成18年度からこれまでの間、継続してJKKを契約の相手方として締結されている。</p> <p>ところで、本件契約の委託業務が公社法に定める業務に該当するか否か等の見解を国土交通省に対し照会したところ、公社法第21条の適用について、「第一次的には、都公社の設立団体の長であつて法第40条から第42条までの監督規定に関して第一次的な監督権を有する東京都知事において」、「法令の規定に照らし、適切に判断し、適切に対応すべきものと考ええる。」との回答を得た。</p> <p>このことからすれば、本件契約の委託業務の公社法第21条に対する適法性については、JKKを指導・監督する都市整備局が、第一次的には適切に判断し、対応すべきものと解せられる。</p> <p>本件契約の適法性について、都市整備局は、「本件契約の業務は、公社法が規定する範囲内であるが、これまで教育庁と協議を重ねているとおり、できるだけ早期に代替事業へ移行することが望ましいと考えている」としている。</p> <p>よって、本件契約は、公社法に規定する業務の範囲を逸脱し、違法・不当であるとまで解することはできない。</p> <p>(2) 事務手数料の積算について 教育庁は、事務手数料の積算について、平成17年度に都市整備局がJKKに委託した、都営住宅等管理業務委託(計画修繕、小口・緊急修繕、空家修繕)の</p> |
|---|---|

直接工事費合計に対する間接経費合計の割合を参考として、施設修繕等に係る事業費実施額の10%としている。

ところで、平成27年度の都営住宅等管理業務委託は、計画修繕、一般修繕及び空家修繕等からなっており、このうち、本件契約修繕と同様の修繕規模（1件当たり150万円未満）である一般修繕の小口・緊急修繕（以下「小口・緊急修繕」という。）の間接経費は、一件当たり定額11,700円となっている。小口・緊急修繕の直接工事費総額は、4,381,757,566円であり、件数は57,816件であることから、平成27年度における小口・緊急修繕の一件当たりの平均修繕金額に対する間接経費の割合は、15.4%となる。これは、本件契約の事務手数料（10%）より高額であり、都営住宅等管理業務委託（計画修繕）の間接経費の割合（4.5%）に比べても高くなっている。

本件請求で、請求人は、本件契約の事務手数料（10%）は、都営住宅等管理業務委託の間接経費の割合（4.5%）と比較し、高額（高率）と主張しているが、JKKの説明にもあるとおり、一般的に、間接経費の割合は、工事費が大きくなると低く、逆に工事費が小さくなると高くなると考えられる。

これらのことからすれば、事務手数料が高額であり不適切であるとまではいえない。

（3）課税を怠っている事実について

憲法第84条では、「あなたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」（租税法主義）と定められている。

本件請求で請求人が主張する、都が課税を怠っている「法人税等」とは、法人事業税及び法人税割を指しているものと解される。

ア 法人事業税について

法人事業税は、地方税法第72条の4第1項により、「国及び次に掲げる法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。」と規定されており、地方住宅供給公社は、同条同項第3号に規定されている。

よって、本件契約の委託業務が公社法第21条に定める業務に該当するか否かにかかわらず、JKKに対する法人事業税は非課税となる。

イ 法人税割について

法人税割は、国税である法人税の額（以下「法人税額」という。）を基に算出する税である。

法人税法第2条第5号では「公共法人」が定義されており、公共法人を規定した別表第一に、地方住宅供給公社が含まれている。法人税額について、同法第4条第2項では、「公共法人は、前項の規定にかかわらず、法人税を納める義務がない。」と規定されていることから、地方住宅供給公社の法人税は非課税となる。

よって、地方住宅供給公社の法人税が非課税である以上、法人税額を基に算出する法人税割の納税義務が生じることはない。

これらのことからすると、本件契約が違法・不当とはいえないこと、本件契約の事務手数料が不当に高額とは言えないこと及び本件契約から生じる所得に対し課税を怠っているとはいえないことが認められる。

請求人は、本件契約の事務手数料の差額の返還及び本件契約から生じる所得に対する賦課を求めているが、上記のとおり、これらは相当と認められないことから、請求人の主張には理由がない。

なお、本件契約について、別項のとおり意見を付する。

5 結論

（1）結論

本件契約における委託業務が公社法第21条に定める業務に反しており、本件契約は違法・不当であること、また、事務手数料が高額であること及び本件契約から生じる所得に対し賦課・徴収を怠っていることは、違法・不当であるとする請求人の主張には理由がない。

（2）意見

都立学校施設維持管理業務委託は、公社法で定める業務に照らし、違法・不当とまではいえないものの、できる限り速やかに解消する必要がある。

教育庁は、本件契約について、その実施体制の検討を行っているが、早期の解消に向け、より一層取り組みたい。

資料 (東京都職員措置請求書等)

1 請求の要旨

(1) 請求対象の契約件名

平成27年度 都立学校施設修繕業務委託の精算行為
・東京都教育庁と東京都住宅供給公社との契約

※ 予備的に平成28年度同契約の支出行為について、請求します。別添資料の3頁の記載をご覧ください。

(2) 請求理由及び請求する措置

① 上記契約に際し、教育庁から支払われる事務手数料が高額なため、教育庁は、東京都住宅供給公社に対し、適正な事務手数料との差額を返還請求していただきたい。

② 同契約は、地方住宅供給公社法に定められた、地方住宅供給公社としての事業(同法第21条)に該当しません。地方住宅供給公社としての事業ではない以上、本契約から生じる所得に関し、通常であれば、同公社が非課税とされている法人税等について、納税義務が生じていると思われます。

東京都主税局は、本件を調査の上、必要な課税と徴収を行ってください。

(以上、原文のまま掲載)

事実証明書

(1) 都立学校施設修繕業務委託の問題点について (平成29年3月10日)

(2) 別紙1 法令違反

(3) 別紙2 支払済み事務手数料の返還について

(4) 別紙3 都立学校修繕業務委託における事務手数料の積算

(5) 公社に関する法令上の特例等 (横浜市ホームページ)

(6) 開示決定通知書 (平成29年2月8日付28中支セ管第2063号) と開示された文書

(7) 一部開示決定通知書 (平成29年2月8日付28中支セ管第2063号) と一部開示された文書

(8) 一部開示決定通知書 (平成29年2月24日付28都市経企第780号) と一部開示された文書

雑報

平成二十八年年度決算の要旨について

東京都職員共済組合定款(昭和三十七年十二月一日公告)第四十八条の規定に基づき、平成二十八年年度決算要旨を次のとおり公告する。

平成二十九年七月十九日

東京都職員共済組合

理事長 川 澄 俊 文

一 組合に属する地方公共団体の数

東京都・特別区(二十三区)・一部事務組合(四組合)・広域連合(一団体)・地方独立行政法人(二団体) 計三十一団体

二 組合員数、標準報酬の月額及び被扶養者数

組合員数 一、二二、六六三人

標準報酬の月額

長期 五三、七七六、四九八、〇〇〇円

(組合員一人当たり四四三、二〇〇円)

短期 五四、八二三、〇一八、〇〇〇円

(組合員一人当たり四五三、六三〇円)

保健 五三、九五二、九九八、〇〇〇円

(組合員一人当たり四四六、三九八円)

被扶養者数 九三、六四四人

(組合員一人当たり〇・七六人)

三 組合の役員数

理事長 一人

理事 七人

監事 三人

四 各経理単位別の損益計算書及び貸借対照表の概況は、

別表一及び別表二のとおりである。

別表1 経理別損益計算書

自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日

| 区分 | 総額 | | 額 | | 短期経理 % | 厚生年金保険経理 | 退職等年金経理 | 経過的長期経理 | 業務経理 | 保健経理 | 宿泊(保養)経理 | 宿泊(倉庫)経理 | 貸付経理 | 基礎年金 | |
|-------------|-------------------|-------------------|-----------------|--------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|---------------|---------------|-------------|---------------|---------------|---------------|---|
| | 子費額(A) 円 | 沙費額(B) 円 | 比較増△減(B-A) 円 | 執行率 (B/A) | | | | | | | | | | 円 | 円 |
| 総額 | 1,029,504,110,000 | 1,041,223,862,512 | 11,719,752,512 | 101.1 | 81,966,848,388 | 658,437,265,064 | 18,632,399,829 | 270,064,839,138 | 1,821,586,669 | 3,944,759,334 | 136,642,628 | 1,037,456,439 | 1,095,923,945 | 4,030,201,078 | 0 |
| 経常収益 | 470,417,214,000 | 490,278,209,420 | 19,860,995,420 | 104.2 | 76,251,862,749 | 383,512,994,143 | 12,676,060,127 | 6,730,935,556 | 1,115,142,740 | 3,914,757,458 | 35,039,185 | 913,292,439 | 1,095,923,945 | 4,030,201,078 | 0 |
| (事業収益) | 464,307,898,000 | 480,832,394,724 | 16,524,426,724 | 103.6 | 76,217,609,268 | 378,993,514,738 | 12,635,945,292 | 2,051,427,287 | 1,114,730,781 | 3,899,245,983 | 28,363,144 | 908,038,846 | 1,023,228,287 | 4,030,201,078 | 0 |
| 短期貸付金 | 32,557,737,000 | 34,334,728,273 | 1,776,991,273 | 105.5 | 34,334,728,273 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護負担金 | 3,417,644,000 | 3,473,317,995 | 55,673,995 | 101.6 | 3,473,317,995 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護負担金 | 123,116,513,000 | 131,585,303,063 | 8,468,992,063 | 106.9 | 0 | 120,637,088,230 | 6,299,379,157 | 2,033,026,393 | 1,094,901,000 | 1,501,110,283 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 短期掛金 | 32,382,627,000 | 34,351,635,115 | 1,969,008,115 | 106.1 | 34,351,635,115 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護掛金 | 3,417,644,000 | 3,492,794,802 | 75,150,802 | 102.2 | 3,492,794,802 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 組合員保険料 | 71,100,319,000 | 73,822,168,471 | 2,721,849,471 | 103.8 | 0 | 73,822,168,471 | 0 | 0 | 0 | 1,509,212,030 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 掛金 | 7,333,061,000 | 7,845,778,165 | 512,717,165 | 104.2 | 0 | 0 | 6,336,566,135 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 短期任意継続掛金 | 895,070,000 | 492,480,243 | △402,589,757 | 55.0 | 492,480,243 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護任意継続掛金 | 117,585,000 | 72,648,148 | △44,936,852 | 61.8 | 72,648,148 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の事業収益 | 189,769,698,000 | 191,361,268,449 | 1,591,570,449 | 100.8 | 4,692 | 184,474,258,057 | 0 | 18,400,894 | 19,849,781 | 838,923,670 | 28,363,144 | 908,038,846 | 1,023,228,287 | 4,030,201,078 | 0 |
| (引当金戻入) | 4,390,000 | 4,091,853 | △298,147 | 93.2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 807,987 | 106,190 | 9,177,676 | 0 | 0 | 0 |
| (運用収入) | 5,922,936,000 | 9,279,102,489 | 3,356,166,489 | 156.7 | 0 | 4,359,479,385 | 40,114,835 | 4,679,508,269 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 利息及び配当金 | 740,138,000 | 1,012,372,468 | 272,234,468 | 136.8 | 0 | 284,383,686 | 0 | 727,988,782 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の運用収入 | 5,182,818,000 | 8,266,730,021 | 3,083,912,021 | 159.5 | 0 | 4,275,095,699 | 40,114,835 | 3,951,519,487 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (事業外収益) | 181,970,000 | 162,690,334 | △19,279,666 | 89.4 | 34,233,481 | 0 | 0 | 0 | 391,959 | 44,703,488 | 6,569,851 | 4,075,917 | 72,693,658 | 0 | 0 |
| 短期利息及び短期配当金 | 9,972,000 | 3,498,762 | △6,473,238 | 35.1 | 3,498,762 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 利息及び配当金 | 55,992,000 | 54,654,399 | △1,297,601 | 97.7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9,643 | 44,098,988 | 0 | 4,075,917 | 0 | 0 | 0 |
| その他の事業外収益 | 116,046,000 | 104,537,193 | △11,508,807 | 90.1 | 30,734,719 | 0 | 0 | 0 | 382,316 | 604,500 | 100,000 | 178,144,000 | 72,693,658 | 0 | 0 |
| 繰入金 | 1,030,942,000 | 986,167,000 | △44,775,000 | 95.7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 706,443,000 | 0 | 101,380,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 前年度繰越支払準備金 | 5,625,990,000 | 5,662,008,813 | 36,018,813 | 100.6 | 5,662,008,813 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 前年度繰越組合積立金 | 352,430,004,000 | 344,214,465,362 | △8,215,538,638 | 98.5 | 0 | 274,924,270,921 | 5,956,299,702 | 263,333,894,739 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特別利益 | 0 | 83,011,917 | 83,011,917 | - | 52,976,826 | 0 | 0 | 8,843 | 929 | 30,001,876 | 23,443 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 前期損益修正益 | 0 | 83,011,917 | 83,011,917 | - | 32,976,826 | 0 | 0 | 8,843 | 929 | 30,001,876 | 23,443 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 区分 | 総額 | | 比較増△減(A)-(B) 円 | 執行率 (B)/(A) % | 短期経理 円 | 厚生年金保険経理 円 | 退職等年金経理 円 | 経過の長期経理 円 | 業務経理 円 | 保健経理 円 | 宿泊(保養)経理 円 | 宿泊(会館)経理 円 | 貸付経理 円 | 基礎年金 支払経理 円 |
|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|-------------------|
| | 字票額(A) 円 | 決算額(B) 円 | | | | | | | | | | | | |
| 総額 | 1,024,995,698,000 | 1,030,919,815,782 | △5,924,117,782 | 100.5 | 72,571,478,381 | 658,497,265,064 | 18,592,399,829 | 270,054,899,138 | 1,611,689,210 | 3,212,122,538 | 148,058,271 | 1,217,724,699 | 594,077,394 | 4,030,201,078 |
| 経常費用 | 504,074,543,000 | 501,337,604,970 | 2,736,938,030 | 99.5 | 66,549,349,982 | 398,378,887,278 | 611,248,660 | 25,165,182,773 | 1,611,121,622 | 2,931,737,054 | 148,058,268 | 1,217,720,661 | 594,077,394 | 4,030,201,078 |
| 支(事業費用) | 504,067,038,000 | 501,330,173,384 | 2,736,864,616 | 99.5 | 66,549,349,982 | 398,378,887,278 | 611,248,660 | 25,165,182,773 | 1,608,374,814 | 2,931,038,549 | 147,833,948 | 1,213,738,688 | 594,077,394 | 4,030,201,078 |
| 職員給与 | 218,519,000 | 171,061,767 | 47,457,233 | 78.3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 80,884,632 | 78,940,628 | 12,008,836 | 1,102,772 | 3,124,899 | 0 |
| 一般事業費 | 503,221,698,000 | 500,599,551,279 | 2,622,146,721 | 99.5 | 66,549,349,982 | 398,378,887,278 | 611,248,660 | 25,165,182,773 | 1,527,688,868 | 2,834,217,735 | 69,569,821 | 1,037,311,373 | 295,894,211 | 4,030,201,078 |
| 支払利息 | 334,076,000 | 298,038,484 | 39,017,516 | 88.3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 295,038,484 | 0 |
| 減価償却費 | 282,805,000 | 264,501,834 | 18,303,166 | 93.5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,814 | 22,880,186 | 66,275,291 | 175,344,543 | 0 | 0 |
| (引当金繰入) | 4,322,000 | 4,884,798 | △562,798 | 113.0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 718,505 | 204,320 | 3,991,973 | 0 | 0 |
| (事業外費用) | 3,163,000 | 2,546,808 | 616,192 | 80.5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,346,808 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 繰入金 | 1,030,942,000 | 986,167,000 | 44,775,000 | 95.7 | 192,792,000 | 285,861,000 | 199,204,000 | 28,586,000 | 0 | 279,724,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 次年度繰越支払準備金 | 5,699,243,000 | 5,725,138,262 | △25,895,262 | 100.5 | 3,725,138,262 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 次年度繰越組合積立金 | 514,119,946,000 | 522,458,323,003 | △8,338,377,003 | 101.6 | 0 | 259,765,768,496 | 17,821,495,276 | 244,871,059,231 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 出特別損 | 10,984,000 | 12,582,347 | △1,618,347 | 114.8 | 4,198,137 | 6,748,290 | 411,893 | 11,134 | 567,588 | 641,504 | 3 | 3,998 | 0 | 0 |
| 前期損益修正損 | 6,982,000 | 12,369,818 | △5,387,818 | 180.5 | 4,198,137 | 6,748,290 | 411,893 | 11,134 | 567,588 | 632,776 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 固定資産売却損 | 0 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 固定資産除却損 | 4,002,800 | 12,729 | 3,989,271 | 0.3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8,728 | 3 | 3,998 | 0 | 0 |
| 差引利益金又は人損損失 | 4,568,472,000 | 10,704,046,730 | - | - | 9,395,370,007 | 0 | 0 | 0 | 209,897,459 | 732,536,776 | △11,415,643 | △124,288,270 | 501,846,551 | 0 |

別表2 経理別貸借対照表

平成29年3月31日現在

| 区 分 | 総 額 | | | 短期 経 理 | 厚生年金保険経理 | 退職等年金経理 | 経過的長期経理 | 業 務 経 理 | 保 健 経 理 | 宿泊(保養) 経 理 | 宿泊(公前) 経 理 | 貸 付 経 理 | 基礎年金 支払経理 |
|------------|-----------------|-----------------|------------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|---------------|----------------|---------------|---------------|----------------|-----------|
| | 本年度決算額(A) | 前年度決算額(B) | 比較増△減(A-B) | | | | | | | | | | |
| 資 産 | 635,440,301,283 | 657,092,714,918 | △ 21,652,413,635 | 30,168,915,106 | 259,765,768,496 | 17,821,495,642 | 244,918,737,349 | 1,538,311,725 | 31,350,255,562 | 5,321,216,659 | 8,996,167,405 | 35,539,433,237 | 102 |
| 流 動 資 産 | 131,439,538,530 | 122,878,891,422 | 8,560,647,108 | 30,168,915,106 | 50,303,673,420 | 1,018,985,273 | 8,419,561,442 | 1,537,988,459 | 31,017,155,279 | 4,517,598,900 | 3,886,498,671 | 539,883,898 | 102 |
| 固 定 資 産 | 504,000,762,753 | 534,213,823,496 | △ 30,203,060,743 | 0 | 209,457,095,076 | 16,802,512,369 | 236,499,175,907 | 323,286 | 333,100,283 | 803,617,759 | 5,109,668,734 | 34,999,549,339 | 0 |
| (有形固定資産) | 6,233,923,592 | 6,490,375,793 | △ 256,452,201 | 0 | 0 | 0 | 0 | 323,286 | 320,313,833 | 803,617,759 | 5,109,668,734 | 0 | 0 |
| (建物) | 5,338,733,288 | 5,764,133,614 | △ 425,400,326 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 320,313,833 | 803,617,759 | 5,109,668,734 | 0 | 0 |
| 土地 | 461,375,340 | 461,375,340 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 17,682,363 | 533,601,160 | 4,987,479,765 | 0 | 0 |
| その他有形固定資産 | 233,813,964 | 264,865,839 | △ 31,051,875 | 0 | 0 | 0 | 0 | 323,286 | 187,618,533 | 222,465,000 | 51,292,787 | 0 | 0 |
| (無形固定資産) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 115,042,917 | 47,561,599 | 70,896,182 | 0 | 0 |
| (投資その他の資産) | 497,771,119,141 | 527,723,447,703 | △ 29,952,328,562 | 0 | 209,457,095,076 | 16,802,512,369 | 236,499,175,907 | 0 | 12,786,450 | 0 | 0 | 34,999,549,339 | 0 |
| 組合員貸付金 | 34,999,549,339 | 44,399,088,009 | △ 9,399,538,670 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 34,999,549,339 | 0 |
| その他の資産 | 162,771,569,802 | 483,124,359,694 | △ 20,352,789,892 | 0 | 209,457,095,076 | 16,802,512,369 | 236,499,175,907 | 0 | 12,786,450 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 負債及び資産 | 635,440,301,283 | 657,092,714,918 | △ 21,652,413,635 | 30,168,915,106 | 259,765,768,496 | 17,821,495,642 | 244,918,737,349 | 1,538,311,725 | 31,350,255,562 | 5,321,216,659 | 8,996,167,405 | 35,539,433,237 | 102 |
| 流 動 負 債 | 1,994,714,413 | 2,304,022,115 | △ 309,307,702 | 800,140,523 | 0 | 366 | 47,678,118 | 539,808,224 | 339,083,951 | 12,433,139 | 147,969,621 | 17,540,429 | 102 |
| 固 定 負 債 | 13,808,003,464 | 24,009,013,828 | △ 10,201,010,364 | 5,175,138,262 | 0 | 0 | 0 | 232,089,979 | 44,604,439 | 11,112,280 | 0 | 7,795,068,484 | 0 |
| 長期借入金 | 7,901,175,484 | 13,137,156,964 | △ 10,235,981,480 | 0 | 0 | 0 | 0 | 105,117,000 | 0 | 0 | 0 | 7,795,068,484 | 0 |
| 支払準備金 | 5,726,138,262 | 5,662,008,813 | 63,129,449 | 5,175,138,262 | 0 | 0 | 0 | 125,972,979 | 44,604,439 | 11,112,280 | 0 | 0 | 0 |
| 引当金 | 181,689,718 | 189,848,051 | △ 8,158,333 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の負債 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 剰余金又は欠損金 | 619,727,383,349 | 630,778,678,973 | △ 11,052,095,624 | 23,643,638,321 | 259,765,768,496 | 17,821,495,276 | 244,871,039,231 | 786,413,322 | 30,965,367,132 | 5,297,611,240 | 8,848,197,784 | 27,726,834,324 | 0 |
| 資本剰余金 | 10,318,638,422 | 10,322,660,995 | △ 4,022,573 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 57,349,146 | 938,281,235 | 8,823,008,021 | 0 | 0 |
| 別途積立金 | 10,318,638,422 | 10,322,660,995 | △ 4,022,573 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 57,349,146 | 938,281,235 | 8,823,008,021 | 0 | 0 |
| 組合積立金 | 522,458,323,003 | 544,214,465,382 | △ 21,756,142,379 | 0 | 259,765,768,496 | 17,821,495,276 | 244,871,039,231 | 0 | 30,409,218,006 | 4,359,329,985 | 23,189,763 | 27,726,834,324 | 0 |
| 利益剰余金又は欠損金 | 86,950,621,921 | 76,242,532,918 | 10,708,089,003 | 23,643,638,321 | 0 | 0 | 0 | 786,413,322 | 4,359,329,985 | 0 | 23,189,763 | 0 | 0 |
| 改良積立金 | 6,776,478,156 | 6,776,478,156 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6,776,478,156 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 欠損金補てん積立金 | 5,227,987,239 | 5,798,138,883 | △ 570,171,644 | 3,393,984,106 | 0 | 0 | 0 | 0 | 16,655,013 | 40,180,888 | 23,189,763 | 1,749,977,467 | 0 |
| 短期積立金 | 17,497,511,443 | 9,317,956,688 | 8,179,554,807 | 17,497,511,443 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護積立金 | 2,730,140,770 | 1,567,875,149 | 1,162,265,621 | 2,730,140,770 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 積立金 | 34,699,504,311 | 32,783,084,092 | 1,916,420,219 | 0 | 0 | 0 | 0 | 786,413,322 | 23,617,084,833 | 4,319,149,057 | 0 | 23,976,856,637 | 0 |

(注)有形固定資産の減価償却累計額は、本年度 8,292,203,044円、前年度 8,091,156,435円である。

行 東 京 都
 東京 都 新 宿 区 西 新 宿 二 丁 目 八 番 一 号
 電 話 〇 三 (五 三 二 一) 一 一 一 一 (代)
 郵 便 番 号 1 6 3 - 8 0 0 1
 定 価 本 号 一 箇 月 六 、 六 〇 〇 円
 (郵 送 料 を 含 む)
 印 刷 所 勝 美 印 刷 株 式 会 社
 東京 都 文 京 区 白 山 一 丁 目 十 三 番 七 号
 電 話 〇 三 (三 八 一 二) 五 二 〇 一 (代)
 郵 便 番 号 1 1 3 - 0 0 0 1

